

人間の安全保障とジェンダー ——難民のジェンダーに基づく暴力（GBV）研究 からの示唆

杉谷 幸太¹⁾・竹内 海人²⁾・武藤 亜子³⁾

¹⁾JICA 緒方貞子平和開発研究所 非常勤研究助手

²⁾JICA 緒方貞子平和開発研究所 研究員

³⁾JICA 緒方貞子平和開発研究所 専任研究員

要旨

冷戦後の90年代、それまでの国家中心の安全保障に代わって、人間を中心に置いた「人間の安全保障」が唱えられるようになった。しかしその「人間」をどう捉えるかをめぐって、ジェンダー研究者から人間の安全保障に対し、様々な疑問が呈されてきた。本稿では、ジェンダーに基づく暴力（GBV）というジェンダーによって生じる課題に対し、人間の安全保障の視点からどのような示唆が得られるのかを検証する。そのために、まず、人間の安全保障に対する今日までのジェンダー研究者による批判と、そこから見えてくる両者の相違点と共通性を明らかにする。次に、JICA 緒方研究所が2017年以来行ってきた、難民コミュニティにおけるGBVを対象とした研究プロジェクトの成果を振り返る。最後に、人間中心、個人とコミュニティ、尊厳といった人間の安全保障の視点や政策的フレームワークを取り上げ、それらがGBVというジェンダー課題に対して如何なる示唆を持つのかを考察する。

はじめに——なぜいま「人間の安全保障とジェンダー」なのか

2022年、JICA 緒方研究所は人間の安全保障レポート『今日の人間の安全保障』の創刊号を発刊し、国連開発計画（UNDP）も1994年以来28年ぶりとなる特別レポート『人新世の脅威と人間の安全保障』を刊行した。このように人間の安全保障をめぐる議論が再活性化している現状を踏まえ、本稿では、JICA 緒方研究所が2017年以来実施してきた、紛争影響下におけるジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence: GBV）についての研究案件（GBV 研究プロジェクト）の成果に基づき、紛争により近隣国に逃れた難民が受ける、ジェンダーに基づいて生じる暴力に対処するうえで、人

間の安全保障の視点やフレームワークがどのような示唆や有効性を持つのかを検討したい。またその前提として、共に人間の生存状況に対する関心から生まれたジェンダー¹⁾と人間の安全保障という2つの概念が、どのような相違点と共通性を持つのかも併せて考察したい。

本稿の問題設定は、以下のような認識に基づいている。本稿で取り上げるジェンダーに基づく暴力（GBV）のように、

¹⁾ 「ジェンダー」（社会的・文化的性差）は、社会的、文化的に構築され、認知される性差を意味する概念で、セックス（生物学的性差）と区別するために1960年代にスローラーらが用い始め（Stoller 1968）、1970年代にフェミニズムやジェンダー研究者によって広く採用され、定着した。80年代にはジョアン・スコットが、ジェンダーを言語的認知のカテゴリと捉えて「身体的差異に意味を与える知」という定義を与え（Scott 1988）、このスコットの定義を拡張する形で、90年代にはバトラーが、生物学的な性差でさえも言語によって認識される側面があり、「ジェンダーによってセックスが確立される」と主張した（Butler 1990, 10）。

本レポートで述べられている見解は執筆者個人の見解であり、JICA や JICA 緒方研究所としての見解を示すものではありません。

ジェンダーをめぐる諸課題は、同時に人間の安全保障の課題でもある場合が少なくない。そのことは、両者の課題へのアプローチ、たとえばエンパワメントや尊厳の重視などの共通性にも表れている。他方で、女性の保護のあり方やコミュニティと個人の関係性、また「人間」をどのように捉えるかをめぐって、人間の安全保障に対して批判的な見解をもつジェンダーやフェミニズムの研究者も少なくない。その批判を通じて両者の立場の違いを明らかにすることにより、GBVというジェンダーに基づく課題を新たな角度から見直し、人間の安全保障の視点からの有効な対処法を探ることが期待できると思われる。

本稿の構成は以下の通りである。まず第一節において、1994年から今日までのジェンダーと人間の安全保障の間の批判・応答関係を振り返り、両者の立場の違いについて明らかにするとともに、人間の安全保障のもつ開発・人道の2つの志向性を整理する。第二節では、JICA 緒方研究所のGBV 研究プロジェクト（難民コミュニティにおけるGBVと救援要請行動）の研究成果を振り返る。第三節では、第二節の研究成果をさらに発展させ、GBVという課題に対処するうえで、人間の安全保障のフレームワークがもたらすインプリケーションについての考察を行う。その際、第一節で整理したジェンダーと人間の安全保障の相違を踏まえ、①近年GBV 対応において唱えられる「被害者中心（生存者中心）²」アプローチの意義と問題点、②被害者の保護からエンパワメントへの移行のあり方、③被害者の「尊厳」を周囲の人々（コミュニティ）との関係性を含めてどう実現するべきか、の3点を特に取り上げたい。

1. ジェンダーと人間の安全保障の間の対話と批判

1.1. UNDP レポート刊行から緒方・センレポートへの批判まで

人間の安全保障とジェンダーの親和性については、人間の

² 「被害者中心」とは、GBVの予防と対処において、被害者のもつ権利、願望、必要、安全、尊厳および福祉をその中心に置く考え方。英語の survivor-centered は、外務省では「生存者中心」を定訳として用いている。他方で、この言葉は加害者の存在が曖昧化されるとして、加害者責任を想起させる victim/被害者を用いるべきとの議論もある。本稿では、上記の議論にも配慮しつつ、survivor-centered の訳語として「被害者中心」を用いた。

安全保障の考えを最初に大きく取り上げた国連開発計画（UNDP）の1994年の人間開発報告書（UNDP 1994）において、既に明確に意識されていたと考えられる。それはこのUNDPの1994年レポートが、第二章で人間の安全保障を、第三章で「平和の配当³」を取り上げ、最終章にあたる第五章において、人間開発指数にジェンダーの観点からの補正を取り入れることを提案しているからである。すなわち、このレポートの構成自体に、開発を通じて人間の安全保障を実現するうえで、ジェンダー不平等の克服は間違いなく重要な課題の一つであるという主張が読み取れるのである。

また1994年以来今日まで、ジェンダーやフェミニズムの研究者も、人間の安全保障のアイデアを取り入れることには積極的であった。とはいえ、その観点は論者によって様々であり、政治や経済に関する多面的な諸課題をフェミニストの視点から捉えなおしつつ、そこに政策的な枠組みとして人間の安全保障を取り入れた研究がある反面（Truong et al. 2006）、人間の安全保障に対して、懐疑的ないし批判的な声も一貫して存在していた（Chenoy 2009）。

ここで後者の、人間の安全保障に対するジェンダー研究者からの批判的な関心の高まりについて見ると、2004年から2014年頃が一つのピークとなっており⁴、その背景として、カナダ政府が主導して「保護する責任」（R2P）を提唱した2001年のICISSレポートの刊行（ICISS 2001）⁵、および2003年に日本が中心となってまとめた『安全保障の今日的課題』（以下、緒方・センレポート）の刊行の2つがあったことが見えてくる。このうち、前者のR2Pに関しては、前年の2000年に安保理で採択された、紛争下・和平・復興などの各段階における女性の保護と参加の重要性を指摘した「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議1325」（本決議および関連決議を併せて、WPS（Women, Peace and Security）アジェンダという）との対比において、ICISSのレポートが「ジェンダー・ブラインドである」点に批判が集まった（Bond and Sherret 2006）。2003年の緒方・センレポー

³ 冷戦終結に伴い、安全保障関連の資金を経済や保健、教育などの開発関連の分野に振り向ける余裕が生まれるという議論。

⁴ ジェンダーと人間の安全保障の関係の変化については、1994年から2018年までの研究のうち主要な95点をレビューしたAmmann and Kool（2021）を参照。多くの研究が2004年から2014年の間に集中し、かつ2000年代は人間の安全保障についての批判的研究が多いことが見て取れる。

⁵ ICISSは、International Commission on Intervention and State Sovereigntyの略称。日本では「介入と国家主権に関する国際委員会」と訳される。

トでも、やはり人間の安全保障の議論におけるジェンダー視点の弱さが問題とされたが（Chenoy 2009）⁶、このレポートは ICISS に比べて人間の安全保障を多面的に捉えていたため、ジェンダー研究者からの批判も極めて多岐にわたっている。そのうち、本稿のテーマである GBV に関連の深いものとしては、主に以下の 3 点が挙げられる。

(1) 人間の安全保障は「人間」「人々」(people) という概念を前面に打ち出すことによって、安全を脅かす脅威には男女によって違いがあること、特に男性性と女性性というジェンダーの問題を隠蔽している。「人間」とは常に権力関係に埋め込まれた存在であり、男女関係はその重要な一部である (Tripp 2013)。人間の安全保障において、女性に関する部分は「missing chapter」であり (Bunch 2004, 32)、「ジェンダー化された」(gendered) 人間の安全保障が必要である (Chenoy 2009, 49)。

(2) 緒方・センレポートは安全保障の対象として「個人とコミュニティ」を併記しているが、コミュニティや家族は場合によっては女性を抑圧し、不平等の源泉となってきた (Moussa 2008)。また、不安定化する現代社会において疎外されたと感じる人々が、家族、部族、エスニックグループや宗教など「伝統的に安全を与えてくれたコミュニティ (traditional security communities)」へと引きこもっており、そのことのネガティブな側面にも注意が必要である (前掲書, 82)。

(3) 人間の安全保障がエンパワメントと並んで重視する「保護」について、フェミニズムでは伝統的に、保護によって女性が disempower されると考えてきた。なぜなら女性を特別に保護するという考えは、Elshtain (1987) が指摘したように、女性を常に弱者の位置に置き、保護と引き換えに従属を求めることにつながるからである (Chenoy 2009)。

しかし緒方・センレポートは、Chenoy が言うように故意にグループとしての女性の存在を無視したわけではなかった。実際、同レポートは、ジェンダー不平等にも、また紛争下における GBV の存在、その女性への影響の大きさにも繰り返し言及している。同レポートには確かに、緒方氏のコラムの中の一文として「人種、宗教、性別 (原語: gender)、

政治的意見にかかわらず人々を保護する」(人間の安全保障委員会 2003, 30 (Box 1.2)) といった表現も見られるが、これはジェンダーの重要性を否定したと言うよりは、人道 4 原則の一つである公平原則を述べたと見るべきであろう。また、ICISS レポートや緒方・センレポートが出された 2000 年代前半は、女性を焦点化した WPS 決議 1325 の後、紛争下における子供や民間人の保護が議論されていた時期でもあり、強制的徴兵 (forced conscription)、和平における元兵士 (ex-combatants) の扱いなど、紛争下において男性が晒される脅威にも焦点が当たり始めていた。つまり緒方・センレポートが女性を特別な対象として取り上げなかったのは、緒方氏が国連難民高等弁務官として長年携わってきた、紛争下における難民・国内避難民の人々の苦境に対する幅広い人道的関心を反映していたのである。この人間の安全保障における人道的側面は、第三節で述べるように、後には WPS アジェンダを含め、ジェンダーの側にも影響を与えていくことになる。

1.2. ジェンダーと人間の安全保障の融合と協働: 2012 年総会決議以後

以上見てきたように、人間の安全保障は、1994 年の UNDP レポートに見られた開発志向の側面 (そこではジェンダーが重点課題の一つとなる) に加え、2003 年の緒方・センレポート以降に強く意識されるようになる人道志向の側面がセットになっている。では緒方・センレポート以降、ジェンダー研究者からの批判に対して、人間の安全保障をめぐる議論と実践はどのように変化してきたのだろうか。

まず、2012 年の国連総会における人間の安全保障に関する決議を見ると、そこには女性やジェンダーに関する特別な言及はなく、ジェンダー研究者の批判が取り入れられたとは考えにくい (UNGA 2012)。そもそもこの総会決議の狙いは、同じ人道的関心に基づきつつも、その実現手段の異なる人間の安全保障と R2P との差異化、具体的には武力介入の排除という点の明確化にあったためである。

しかし、人間の安全保障がジェンダー研究からの批判に全く応えてこなかったわけではない。第一に、人間の安全保障は、2015 年に国連で採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」との関連を通じて、ジェンダーの視点を取り入れてきた。SDGs は「誰一人取り残さない」という人間一人ひとりを中心に据える考え方に基づいており、その考え方は人間の安全保障にも通じる。そして、この SDGs の 17 の目標の一つとしてジェンダー平

⁶ Bunch (2004) によれば、緒方貞子はこのレポートにおけるジェンダーの扱いについて「女性を特別な関心のイシューとして独立させず、ジェンダー不平等という形で取り入れた」と説明したという (Bunch 2004, 32)。Chenoy (2009) はこの発言を Bunch から引用し、ジェンダー視点の弱さとして批判している (Chenoy 2009, 46)

等が掲げられたことで（Goal 5）、近年国連を中心とした人間の安全保障の議論のなかでも、女性を明示的に取り入れていく傾向が現れている。たとえば UNDP の 2022 年特別レポートや、日本を分析対象とした『全国データ SDGs と日本：誰も取り残されないための人間の安全保障指標』（人間の安全保障フォーラム 2020）などが一例であるが、この場合女性とは、難民、障害者、子供、老人などと並んで、その安全が脅かされやすい社会的グループとして捉えられており、ジェンダー論におけるような、人間存在を規定する根本的カテゴリではない点には注意せねばならない。

第二に、人間の安全保障とジェンダーに共通の傾向として、難民女性、GBV など、人間の安全保障とジェンダーの双方の視点が必要な分野の研究や支援が近年とみに増加している⁷。本稿の第二節で取り上げる JICA 緒方研究所の GBV 研究プロジェクトや、本稿付属のコラムにある JICA によるパキスタン・パンジャブ州の社会福祉局との協力事例も、こうした近年の流れに沿ったものといえる。

第三に、近年では人間の安全保障を論じるうえで、男性の被る脅威にも焦点が当たようになってきた。たとえば GBV についても、従来のように女性のみを焦点化するのではなく、男性 GBV 被害者の存在、また男性被害者が女性以上に社会的に沈黙させられやすいことなど、GBV を男性の脅威としても捉えなおすべきことが指摘されている（Dolan 2017; Gorris and Philo 2015）。このような指摘は、男性学などジェンダー研究の広がりとも関連しつつ、女性を中心になされてきたジェンダー研究にも変容を迫るものである。

このように、2000 年代における批判と応答を経て、現在では再び人間の安全保障とジェンダーの親和性が意識され、両分野が影響を与え合う形で研究や実務が進展している。しかし、先行するジェンダー研究が人間の安全保障に対して影響を与えてきた反面、後発の人間の安全保障がもつ固有の特徴、たとえば明示的に保護やコミュニティの重要性を指摘している点が、ジェンダー研究、あるいはジェンダー支援において、どのような示唆を持つかが十分に意識されてきたとは言いがたい。

⁷ 人間の安全保障の観点からは、難民支援を行う UNHCR が 2011 年に定めた Age, Gender and Diversity (AGD) policy の中で、Core commitment の冒頭に Gender equality を置いている（UNHCR 2011）。援助の増加については OECD（2020）を参照。ジェンダー平等にフォーカスした援助の割合が近年最も急速に伸びている分野として、武力紛争関連の援助が特筆されている（前掲書、Table 2, 4）。研究の動向については、近年の難民の急増により、特に難民女性の現状に着目した研究が増加している。

そこで以下、第二節と第三節において、JICA 緒方研究所・平和構築と人道支援領域が 2017 年から 2021 年まで行った研究プロジェクト「紛争とジェンダーに基づく暴力（GBV）：被害者の救援要請行動と回復プロセスにおける援助の役割」（以下、GBV 研究プロジェクトと略）の成果を振り返り、GBV という具体的な社会課題への対処において、人間の安全保障の視点やフレームワークがどのような示唆を持ちうるかを考察したい。このプロジェクトは、次節で詳述するように、難民と GBV という、人間の安全保障とジェンダーの交錯する領域を扱っている。また、プロジェクトの当初の問題設定は、ジェンダー・アジェンダである WPS の様々な側面のうち、未だに研究が不足している GBV 被害者の保護に関する研究を行う、というものであったが、企画時の研究計画には、この研究が人間の安全保障の実現にも資することが言及されていた。それゆえこの GBV 研究プロジェクトを振り返ることで、GBV というジェンダー課題に対して、人間の安全保障の視点やフレームワークがどのような示唆や有効性を持つのが見えてくると期待できるからである。

2. JICA 緒方研究所による GBV 研究

JICA 緒方研究所の GBV⁸ 研究プロジェクトは、2000 年に採択された WPS（安保理決議 1325）を踏まえ、紛争影響下における難民の GBV 被害者の保護、救済、回復から予防に至るプロセスについて研究することを目的に立案された。従来、WPS アジェンダに関する研究では、Cohn（2012）や Semimovic et al.（2012）が指摘するように、WPS の 4 つの柱⁹のうち、紛争の防止や解決に関わる意思決定への女性の「参加」の側面が盛んに研究される一方、他の側面、とりわけ紛争下における GBV 被害者の保護、救済、回復から再発予防に至るプロセスについての研究が不足していた。そこで GBV 研究プロジェクトでは、紛争影響下において難民が GBV に遭遇した際、いつ、どのような援助がある場合（もしくはない場合）に被害者は救援要請行動を採るのか／採らないのか、援助の存在は家族およびコミュニティによる対応

⁸ 本研究プロジェクトでは、ジェンダーに基づく暴力（Gender Based Violence: GBV）を「社会的文化的性差（ジェンダー）に基づき、人に向けられる身体的、性的、精神的暴力」と定義している（UNHCR 2003; Bouta et al. 2005）。

⁹ 参加（Participation）、保護（Protection）、予防（Prevention）、救済と回復（Relief and Recovery）の 4 つ。

や予防にどのような影響を及ぼすのかなど、GBV 被害者の救援要請行動 (help-seeking behavior) ¹⁰ に与える援助の役割、周囲の人々も含めたその影響メカニズムの解明が研究課題として設定された (JICA 2019)。

なお、実際の研究では、救援要請行動に留まらず、GBV 被害者の発生と対応に係る諸課題を、ウガンダにおける南スーダン難民とレバノンにおけるシリア難民という2つの異なる文脈において検証している。両国を対象として選んだ理由は、第一に難民数の多さであり、ウガンダは南スーダンを含む隣国での紛争により、150 万人もの難民を受け入れることで、サブサハラ・アフリカで最大の受入国となっている (UNHCR 2022)。他方でレバノンは、世界最大の難民排出国であるシリアからの難民をおよそ 80 万人受け入れており、人口あたりの難民受入れ数が世界でもアルバ島に次いで最も多い ¹¹。第二に、両国の難民受入れ方式、社会における難民の位置づけも対照的であり、ウガンダ政府の受入れ方式は、従来のキャンプ方式ではなく、政府が指定した 12 の区域に難民が長期的に住み、仕事や移動もできる居住区 (Settlement) 方式を採用している点に特徴がある。他方でレバノンでは、シリアとの文化的・歴史的背景により、当初は寛容な難民受入れ政策を講じていたが、短期間に難民数が急増したことにより、2015 年には新規の難民登録を停止し、次第に受入れ政策を厳格化させていった。その結果、シリア難民の多くは、強制送還の恐れにより経済的にも社会的にも、また難民相互にも孤立し、難民登録を更新することも難しい状況に置かれている。このように、隣国から多数の難民を受け入れており、なおかつ難民を取り巻く政策や環境が大きく異なる両国を対比することで、人道状況と受入国の政策が GBV に与える影響を比較考察できた点に、プロジェクトの大きな意義があったと言える。

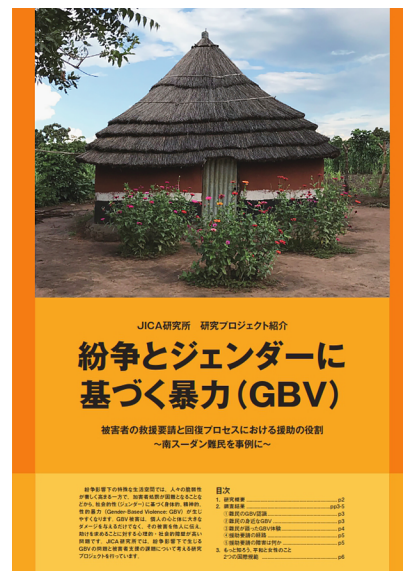
以下、GBV 被害者の発生と対応にまつわる諸課題について、国際的な枠組みである WPS、プロジェクトの問題設定の根幹である国際社会の人道支援メカニズム、さらに人道支援メカニズムとコミュニティの伝統的規範の相克、ホストコミュニティから排除される難民、といった主題に即しつつ、プロジェクトの各研究成果を紹介していく。

¹⁰ 本研究プロジェクトでは、救援要請行動 (help-seeking behavior) を、「GBV 被害者が被った損害への対応および回復のための支援を他者に求める行動」と定義しており、この場合の救援には、緊急的な保護の提供だけでなく、被害にあった後の治療や法的な救済措置などが含まれる。

¹¹ レバノン国民 7 人当たり 1 人 (UNHCR 2022)。

2.1. GBV 根絶の国際規範の浸透

GBV 研究プロジェクトのメンバーであった Fukui (2021) は、国連安保理で採択された WPS アジェンダが、ウガンダの難民たちにどのように影響したかを考察している。国際規範としての WPS は、加盟国に国別行動計画 (National Action Plan: NAP) の策定および実施を求めており、ウガンダも NAP を策定しているが、Fukui はこれを国の政策、難民支援メカニズム、難民居住区の 3 つのレベルで検証した。その分析によると (前掲書, 288–89)、ウガンダでは NAP の策定、具体的な施策を通じて、WPS の理念が国レベルに拡散したと考えられ、政府と難民の間の中間レベルとして考えられる NGO などの人道支援メカニズムにおいても、GBV が優先的対応課題として位置づけられていたことから、WPS の考え方が中間レベルにも浸透していると考えられた。さらに難民へのインタビューを通じて、WPS が目的としている GBV 根絶を含めた被害者保護の施策は難民の間でも認知されていることが分かった (前掲書, 297–302)。ここで興味深いのは、難民は WPS 関連施策を、ウガンダ政府の NAP 政策を通じてではなく、難民に支援を提供する人道支援機関を通じて理解していたという事実である。この背景として Fukui は、ウガンダ政府の NAP 政策が当初、難民居住区のニーズを十分に踏まえていなかったこと、GBV 対策を実施する人道支援関係者も NAP との関連を十分に意識していなかったことを挙げている。つまり、GBV 根絶という WPS の基本理念は、国連安保理決議という国際的なレベル



GBV 研究プロジェクト紹介パンフレット表紙

©JICA

から NAP を介してトップダウンで難民の間に浸透したのではなく、人道支援メカニズムという中間レベルにおける GBV 対策の草の根的な実践を通じて認知されていた（前掲書、291）。Fukui の指摘する国際規範の認知と浸透をめぐる中間レベルでの断絶、なぜ難民の間で WPS や NAP の認知度が低いのかについては、第三節でさらに検証を行いたい。

2.2. GBV という脅威に晒された難民

GBV 研究プロジェクトをリードした Kawaguchi (2019; 2020; 2021) の一連の研究成果は、ウガンダにおける南スーダン難民の GBV 被害者の救援要請行動のメカニズムを詳細に解明している。Kawaguchi (2019, 6–13) は、紛争影響下の難民コミュニティにおける、「①GBV に対する認識、②被害者の救援要請行動、③被害者周辺の人々やコミュニティによる救援活動と障害」の3点について聞き取り調査を行い、難民の国外避難の理由、避難先での不安や困難、長期化する避難生活の状況を踏まえながら、紛争影響下のコミュニティにおける難民自身の GBV に対する認識、GBV 被害者による救援要請行動および周囲の人々やコミュニティが取る救援活動の実態を明らかにしている。インタビューが認識する身近な GBV には、家庭内暴力やレイプに加え、難民コミュニティの慣習を反映して、強制婚や早婚も含まれた（前掲書、14–15）。また、一部の参加者からは「暴力は罰せられるべきと認識しながらも、家庭内暴力（DV）や近親者からの暴力（IPV）¹²については、犯罪ではなく家庭内の問題として隠すべき」との認識が寄せられたという（前掲書、16）。被害を受けた際の救援要請ルートについては、家庭内暴力やレイプなど、被害の実態に応じて、GBV 被害者は家族や親族、友人、近隣住民といった近い関係者に相談し、その後、難民コミュニティにある教会やコミュニティリーダーに救援要請を行うという特徴がある。そして、重大な怪我や殺人など問題が深刻な場合には、警察、病院、NGO など難民居住区外の救援サービス提供者に、難民コミュニティリーダーを通じて連絡するという（前掲書、17–19）。GBV 被害者による救援要請を阻害する要因として、スティグマへの恐怖、行政や司法の支援に対する低い期待、情報不足、物理的障害として支援提供場所が遠いこと、手続きに時間がかかること、費用が払えないことを挙げている（前掲書、20–21）。また

¹² Intimate Partner Violence の略。従来用いられてきた DV が主として婚姻関係に基づいた家庭内での暴力を対象としたのに対し、婚姻以外の様々な親密な関係に生じる暴力を対象とするために、昨今用いられている（Sardinha et al. 2022）。



ウガンダ現地調査報告書表紙

©JICA

Kawaguchi は、救援サービス提供者側への調査も行っており、スタッフの能力不足や、支援者間による役割の重複、サービス提供者が抱える身体的・心理的リスク、GBV 被害者からの信頼の欠如が、救援などのサービス提供者の活動に影響を与えていることが明らかにされた（前掲書、28–31）。

Kawaguchi はこの調査結果を基に、救援要請行動の阻害要因として最も強力であると特定された「スティグマへの恐怖」を掘り下げている。Kawaguchi (2020, 27–28) によれば、主として社会的・文化的規範に起因するスティグマの典型的な例は、レイプの被害者であることがコミュニティに露呈したときに、コミュニティの他のメンバーから仲間はずれにされたり、侮辱されたりする恐れである。家庭内暴力やレイプの被害者が抱く、周囲からの否定的な意味づけや不当な扱いを受けることへの恐れが、被害者の救援要請行動を阻害し、被害の実態を隠蔽してしまう点を、Kawaguchi (2021, 331–32) は GBV 被害者の救援要請行動における最大の問題として提起している。

2.3. 保護に影響する難民コミュニティの規範と価値観

Fukui と同じく研究プロジェクトのメンバーであった Sebbä (2021, 340) の研究は、救援要請における支援の目的や意味を巡って、GBV 被害者と支援を提供する保健や司法機関との間で行われる「交渉」に着目し、コミュニティの社会規範が、GBV 被害者の価値観や主体性に影響を与えて

いることを指摘する。それによると、救援要請は、まず GBV という暴力行為が発生したと認識するところから始まるが、家庭やコミュニティで夫が妻に暴力行為をすることが通常だと認識されている場合、被害者の取る行動は「沈黙」である（前掲書、357）。また、沈黙しない場合であっても、被害者の取りうる行動には3つのパターンがある。1つ目は選択的開示であり、これは被害者が特別な支援を期待しておらず、暴力を受けた出来事を友人や家族、または暴力事案と関わりのない知人などの第三者に共有することである（前掲書、359）。この背景には、救援要請ルートをもともと知らない場合に加え、暴力被害を公的な組織に向けて開示することが、社会規範に反するという点への恐れがある。具体的には、将来の婚姻などの機会の喪失、家庭やコミュニティに居づらくなるリスク、生計手段へのアクセス喪失、そして加害者による報復や暴力行為の再発などへの危機感から、外部に助けを求めることに消極的となる。2つ目は暴力の隠蔽である。これは、暴力によって生じた怪我の治療や、妊娠中絶やその後のケア、カウンセリング、場合によっては法的保護を受けるための司法相談など、必要に応じて公的機関にアクセスはするものの、GBV の事実は開示しないことである。この場合、被害者は GBV に特化したサービスを受けられない可能性が高く、またサービス提供者も GBV に最も適した介入方法を取ることができない（前掲書、359）。3つ目は、公的機関に正式に GBV 被害者として保護を求めるケースである。この場合も、そもそも保健サービスや司法制度が GBV 被害者支援に特化していない、あるいは不十分であるために、十分なサービスを受けられない可能性があることが指摘されている。また Kawaguchi と同様、Sebba も難民コミュニティは生活に公私の区分があり、それぞれの領域において強い規範と価値観を維持していること、GBV 被害者の救援要請行動を理解する上では、この難民コミュニティがもつ規範と価値観を踏まえる必要があることを指摘している。

2.4. 難民コミュニティのソーシャル・キャピタルからみた信頼の重要性

以上のような現地調査から明らかになった難民コミュニティを取り巻く複雑な社会関係を理解するため、JICA 緒方研究所の Robles (2022) はソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の概念を分析ツールとして導入した。ウガンダの南スーダン難民 GBV 被害者の救援要請行動における、難民のリーダーや救援などのサービス提供者の役割に着目したこの論文は、彼らの有するネットワーク、規範そして信頼を分

析している。難民コミュニティ内で生活する GBV 被害者にとって、救援要請行動とは、難民コミュニティ内外の様々なアクターとのネットワークの活用を意味する。このうち内部ネットワークには、南スーダン教会のリーダー、居住ブロックごとのリーダー、Refugee Welfare Committee (RWC) のリーダー、コミュニティの長老といった多様な関係者がおり、また GBV 対応に関する外部ネットワークにもコミュニティ開発、GBV、保健医療、社会福祉などのサービス従事者、そして警察や司法といった多様な関係者がいる。Robles (前掲書、15) の分析は、強固な関係性がソーシャル・キャピタルとして主体の望む行動を促進するという理論的帰結に反して、難民コミュニティ内の GBV 被害者の場合には、強固な関係性が逆に被害者の救援要請行動を阻害し、適切な助けを得ることを妨げる状況もあることを提示している。男性から女性への暴力が当然と考えられる社会では、GBV は報告されにくく、暴力被害を家族や親戚といった近親者に相談はできても、スティグマを恐れて外部への共有は困難になりうるが、これは Kawaguchi (2021) や Sebba (2021) が示したとおりである。つまり、難民コミュニティが有する強固な関係性は、集団が共通のゴールや目的を達成するためには有効であるが、そこで共有される規範が強力な拘束力を持つゆえに、GBV 被害者個人にとっては、救援要請行動を阻害する要因としても作用する。特に、外部ネットワークに対する信頼が内部に比べて低い場合に、その傾向は顕著となる (Robles 2022, 15)。このような社会関係を有する集団の中で、GBV というセンシティブな問題を誰かに相談するためには、GBV 被害者となった難民女性が信頼を置けるようなネットワークの形成が有効である（前掲書、19）。第三節でも論究するが、GBV 被害者を支援する上では、難民コミュニティ内外の複雑・多様なネットワーク、社会規範、そして人々をつなぐ信頼といった社会関係を理解する必要があることを、Robles の研究は示しているといえる。

2.5. 難民コミュニティの多層性

難民コミュニティが持つ独自の社会規範や行動原理と、支援団体との関係を緻密に描写したのが、研究プロジェクトメンバーの Tobinai (2020) である。Tobinai は、ウガンダに逃れた南スーダン難民の一つの集団であるクク人と、難民居住区における GBV 対策プログラムに焦点を当て、居住区が多様な住人と、その住人と支援者の多様な関係が、いかに難民のジェンダーや GBV に対する考え方に影響を与えているのかを解明した。Tobinai は、現地調査と支援者へのインタ

ビュー調査を組み合わせ、①難民居住区で発生した「レイプ未遂事件」、②難民支援を管轄する首相府（OPM）などの外部からの支援を受けながら、難民が開催した「難民記念日のイベント」、③難民居住区内での「葬儀」、この3つの出来事から、GBVが難民たち自身にどのように理解され、対応されているのかを検証している。難民居住区に住む難民や、「レイプ未遂事件」の当事者、難民イベントや「葬儀」への参加者、コミュニティのリーダー、NGOスタッフ、難民居住区を管理する首相府（OPM）、そしてNGOに雇われた難民のインセンティブ・ワーカーによる、多様な人間模様の詳細は論文を参照されたい。

これらの事例分析から、Tobinaiは、難民の持つジェンダー観やGBVへの認識が、人道支援者や避難先のウガンダ人から影響を受け、形作られつつも、こういった認識が波及しない「支援の届かない場所（places that aid does not reach）」が難民コミュニティの中に存在することを指摘する（前掲書、31）。このような領域では、難民自身がどのような行動をGBVであると理解しているかに拘らず、事案の内容と状況次第では、GBVではなく「コミュニティの問題」として、長老による調停などの難民コミュニティ独自の対応によって問題が処理される（前掲書、28）。外部支援者にとって難民コミュニティがそうであるように、難民にとって外部の支援者は「別の世界」に属しており、難民たちは支援者が立ち入らない社会的空間を形成し、独自のジェンダー理解を持ち、GBVへの対応を実践する（前掲書、30）。

2.6. コミュニティを形成できないシリア難民

以上はウガンダ現地調査の成果であるが、それに対してシリア難民が経験するGBVに着目したAlkubati and Muto (2023)の研究は、GBV対策に従事する現地団体への調査を通じて、レバノンにおけるシリア難民に対する社会的排除が、彼らの被るGBVの悪化の主要な原因であることを、法と経済に関する政策的排除と、ホストコミュニティからの排除の3つに分けて分析している。法的な排除とは、当初は寛容だったレバノンの難民受入れ政策が2015年を境に厳格になったことを受け、多くのシリア人が法的根拠を持たずにレバノンに滞在せざるを得なくなったことを指し、経済的排除とは、上記の法的地位の欠如および難民の就労をめぐる法規の変更により、2015年以降は就労が制限されたことを指す。この2つの排除により、シリア難民はレバノン国内で移動や就労が大幅に制限され、加えて女性のほうが先にレバノンに来て難民登録されていたり、男性よりも警察に声をか

けられるリスクや就労のハードルが低いなどの事情のため、女性が世帯主となる、あるいは家計を支えるケースが増えた。この状況は、男性が家族を養い支えるという、周囲から期待される役割を果たせないシリア難民男性に孤立感やうつ病といった精神的な影響を与え、それがパートナーに対する暴力として表面化することがあるという（前掲書、110）。コミュニティからの排除の側面について、Alkubati and Mutoが聞き取り調査した団体からは、宗教や宗派、男女によって差はあるものの、概してレバノン人とシリア難民が互いの交流を避けているとする見方が多かった。これは難民が外出を控える傾向に加え、キリスト教徒とイスラム教徒が混在するレバノン社会の特徴を反映している。シリア難民がホストコミュニティから疎外され、かつ難民同士も孤立しがちな現状は、DVやIPVなどGBVの温床となるだけでなく、GBVの実態が適切に報告されず、各種支援サービスへのアクセスも困難な状況を生み出していることが調査から見出された（前掲書、113）。

3. 考察

本節では、第二節のGBV研究プロジェクトの個別の成果を踏まえ、GBV課題に対する人間の安全保障の視点からの示唆について議論する。具体的な第二節との関連については、まず3.1.において、ウガンダのWPS国別実施計画（NAP）を分析したFukui論文の成果を踏まえ、WPSにおける「被害者中心」の成文化を、人間の安全保障における「人間中心」規範からの影響として再解釈する。3.2.では、Sebba、KawaguchiおよびAlkubati and Muto論文を対比しつつ、GBV対応において人間の安全保障のフレームワーク、特に保護とエンパワメントが、具体的に如何なる形で「被害者中心」の理念に沿って実現されるのかを考察する。最後に3.3.では、TobinaiやRoblesらの指摘、また近年の「被害者中心」への批判的考察なども参照しながら、人間の安全保障の三大構成要素の一つとして、欠乏や恐怖からの自由に加えられた「尊厳をもって生きる自由」を取り上げ、GBV被害者の尊厳を実現するうえで、コミュニティを含めた多様な関係性が持つ重要性を指摘する。

3.1. WPSの「被害者中心」にみる人間の安全保障の「人間中心」の規範

第二節冒頭で述べたとおり、JICA緒方研究所のGBV研究プロジェクトの課題設定は、従来のWPSに関する研究が「参

加」の側面に偏り、国家安全保障におけるジェンダー主流化などに力点を置きがちであったのに対し、WPSの中心的な関心であるべきGBV被害者の「保護と救済・回復」に目を向けるというものであった。これは人間の安全保障の実現に資するというプロジェクトの趣旨からすれば当然のことだが、その後のWPSをめぐる議論の展開を見ると、この課題設定がきわめて的を射たものであったことが分かる。それは具体的には、プロジェクト実施中の2019年4月、国連安保理において決議2467が採択され、最新のWPSアジェンダとして、紛争に関連する性的暴力についての「被害者中心アプローチ Survivor-centered approach」が明示的に導入されたことに表れている(UNSC 2019, para 16)。この被害者中心の理念は、2017年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(Convention on the Elimination of Discrimination against Women: CEDAW)」一般勧告第35号においても既に言及されていたが、それがWPSの文脈でも明文化、規範化されたのである。この「被害者中心」の考え方は、2012年の人間の安全保障に関する国連総会決議において明文化された「人間中心」(people-centered)の理念を思わせるもので(UNGA 2012)、人間の安全保障の「人間中心」の理念がWPSの文脈において「被害者中心」として規範化されたとの見方も成り立つだろう。

その一つの証左として、ウガンダを事例にWPSの国内レベルへの浸透を検討し、WPSと難民のGBV認知の間に断絶があることを見出したFukuiの研究を再解釈してみたい。WPSは各国に国別実施計画(NAP)作成を義務付けており、ウガンダもNAPにおいてGBV被害者の保護と救済・回復について取り上げているが、実際に人道支援調整メカニズムと難民との間では、実践的活動を通じてGBV概念が受容されていた。Fukuiはこのことを、国際規範のトップダウンによる伝播が中間レベルで断絶したと解釈したが、それは逆に言えば、人道支援において現場志向かつ国境を超えたマルチアクターの協力を志向する人間の安全保障のアプローチの、GBV対応における強みを示したものと捉えられる。

また別の見方をすれば、Fukuiの結論は、NAPの策定がその名の通り「ナショナル」レベルの規範化であることのもつ、ある種の限界を指摘しているとも捉えられる。たとえばWPSの4つの柱のうち女性の「参加」の側面、とりわけ軍事・防衛政策への参加を考えれば、そこに参加するのは、ほぼ必然的にその国の国民に限られるであろう。つまりホスト国の国民ではない移民や難民は、そもそもNAPから排除されてしまいがちなのである。

それゆえ、むしろ興味深いのは、近年のNAPにおける難民への言及の急増である。たとえば、2008年に策定されたウガンダのNAP第一版では、refugeeへの言及は合計11箇所、Action Plan Matrixにおける実質的な言及に限れば3箇所にすぎなかった(Government of Uganda 2008)。ところが2021年のNAP第三版では、refugeeへの言及は全体で64箇所に急増している(Government of Uganda 2021)。プロジェクトのもう一つの研究対象であり、UNHCRによるシリア難民認定を見合わせてきたレバノンですら、2019年9月のNAP第一版において22箇所、Matrix for Implementationに限ると4箇所refugeeに言及している¹³(Government of Lebanon 2019)。このように近年、NAPに難民を取り込んでいく傾向が共通して見られることは、昨今の世界的な難民の増加とも相まって、人間の安全保障が示してきた人道への関心や「人間中心」の考え方(SDGsとの関連では「取り残されやすいグループ」への着目)が、ジェンダー・アジェンダであるWPSにも浸透してきた証左といえるだろう。

3.2. GBVに対するジェンダーおよび人間の安全保障のアプローチ

次に、GBVという具体的な脅威に対処する上で、ジェンダーと人間の安全保障は、それぞれどのようなアプローチを提示しうるかという点を考えてみたい。

GBVに対処するうえでは、被害者の救援要請行動を考察したKawaguchiやSebbaが指摘するように、突発的暴力と、長期的なスティグマの双方に対処せねばならない。そこでまず必要になるのが被害者の保護である。しかし、親密な関係の中で生じることの多いGBVでは、被害者はその後もしばしば加害者と同じコミュニティで生きていかなければならない。これは保護からエンパワメントへの移行が、時間の経過とともになされるという従来のモデル(JICA研究所/企画部 2018)とは異なる現実を突きつける。また、伝統的に保護、特にその長期化や固定化を批判してきたフェミニズムの議論(第一節)とも食い違う。そこで重要なのが、保護のあり方

¹³ GBVという問題関心から見ると、「救済と回復」に関する「Increase the capacity of humanitarian personnel in governmental agencies to facilitate rights of refugee/displaced women to obtain identification documents, and other forms of documentation」の一節は重要である。Alkubati and Muto (2023)によれば、documentationを持たないことが、難民がGBVについて救援要請を行う際の最大の阻害要因であったからである。なお、アラブ地域におけるNAPの制定は、イラク(2014–2018)、ヨルダン(2018–2021)に次いでレバノン(2019–2022)が3番目であった。

JICA によるパキスタンにおける GBV 被害当事者の 保護および自立・社会復帰に係る取り組み

JICA ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室 町村 美紗

パキスタンでは、伝統的な家父長制に基づく社会通念や規範により、女性の移動の自由や教育・保健医療へのアクセス、経済活動への参加が大きく制限され、GBV が深刻な社会課題となっている（Pakistan Demographic and Health Survey (PDHS) 2017–2018）。パキスタンの中北部に位置するパンジャブ州は、GBV への対応に関連する州法を複数定め、州内に被害当事者を保護するためのシェルターや、被害当事者への支援サービスを提供するクライシス・センターを設置している。しかし、サービス・プロバイダー（被害当事者の保護や自立・社会復帰に携わる州政府関係者やサポートスタッフ）に対し十分な能力強化研修が実施できておらず、提供されるサービスが被害者中心アプローチに基づいていない、保護から自立・社会復帰へつなげる支援が効果的に提供されていないなど、課題が多い。

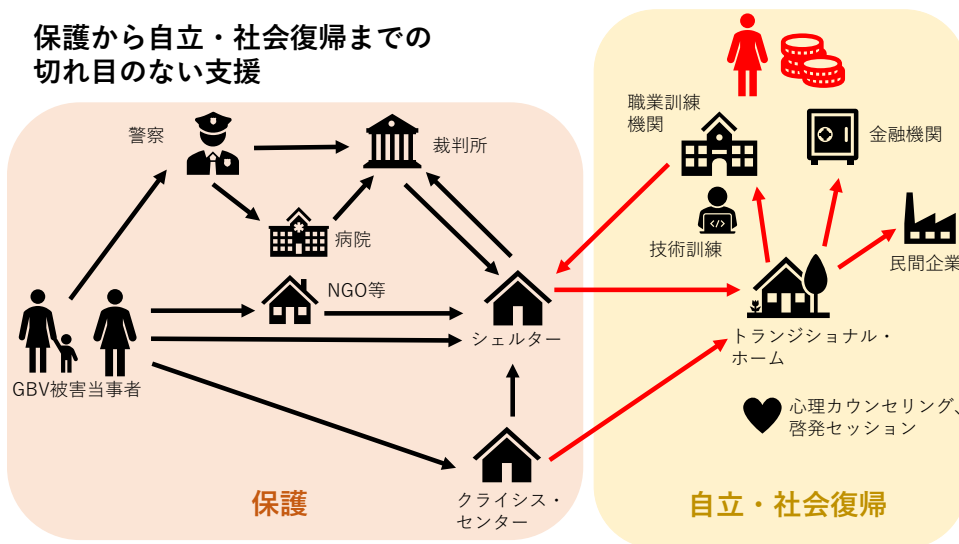
こうした状況に対し、JICA は 2021 年から 2023 年まで、パンジャブ州社会福祉局に専門家を派遣し、GBV 被害当事者支援において被害者中心アプローチの促進に取り組んだ。具体的には、パンジャブ州におけるサービス・プロバイダーの能力強化を図るとともに、被害当事者の保護だけでなく、自立や社会復帰を支援するための有効な取り組み手法や支援アプローチの検証活動を行った。中でも特筆すべき事業内容としては、被害当事者の保護から自立・社会復帰支援までを連続的・中長期的に行うアプローチとして、被害当事者が中長期的に滞在しながら心理カウンセリングや職業訓練などを受講できるトランジショナル・ホームをファイサラバード県とベハリ県に試験的に設立し、2022 年 12 月より運営していることが挙げられる。

パンジャブ州における従来の公的支援では、GBV 被害に遭った女性を調停や離婚などの司法手続きの期間に安全に保護する施

設として、短期滞在型のシェルターは存在したものの、女性が離婚を選択した場合、その後の自立・社会復帰につながる継続的な支援は不足していた。結婚していない女性が生きづらいパキスタンの社会環境においては、サービス・プロバイダー側も、被害当事者に加害者である夫などとの和解のための調停を勧めることも多く、また離婚後も再婚以外の選択肢が女性自身にとっても想定しづらい状況にある。その中で、シェルターからトランジショナル・ホームへの支援の繋がりは、GBV 被害当事者を保護するだけでなく、自立・社会復帰という選択肢を提供することによって、被害当事者が尊厳を回復し、自らの可能性を追求できるエンパワメントの側面も有しており、人間の安全保障の視点を活かした社会課題への対処とすることができる。

他方、トランジショナル・ホームで職業訓練を受けても、就労ではなく再婚や家族との和解を選ぶ女性も確認された。その背景としては、しばしば非識字者である被害当事者女性の就労先の選択肢の少なさや、長時間労働や託児所がないなど、子どものいる女性が継続的に就労することが難しい状況に加え、職場でのハラスメントといった課題の存在が想定される。現状では、トランジショナル・ホームにおいては希望者に個別のケースに合わせて就職先を探す対応が行われているが、今後自立・社会復帰の取り組みを拡充していくにあたっては、パキスタン社会において女性の働きやすい環境を整備していくマルチアクターでの取り組みも必要となるであろう。現在、トランジショナル・ホームの運営は開始から 1 年足らずであり、効果的な運用のためにはさらなる活動の検証が必要であるが、女性にとって新たな選択肢を提示するモデルであり、現場のニーズに合わせ更なる活動の拡充が期待されている。

保護から自立・社会復帰までの 切れ目のない支援



パンジャブ州における既存の GBV 被害当事者支援とトランジショナル・ホームによる支援の相関図

©宇佐美茉莉

や必要性を、被害者自身が決められる（自己決定）という意味での「被害者中心」アプローチではないだろうか。自己決定はジェンダー論において、とりわけ身体をめぐる性的自己決定の文脈で重視されてきたが、人間の安全保障の観点からは、自己決定はエンパワメントの一環として位置づけられる。いわば、長期化する保護においては、保護のあり方の自己決定という形でエンパワメントの要素が入ってくるのである。本稿付属のコラムにおける、JICA とパキスタン・パンジャブ州の社会福祉局との協力事例は、夫やパートナーとの離婚を望む GBV 被害者の女性に職業訓練や就職斡旋を行うという極めて踏み込んだ支援であるが、ここでは上記のような、被害者中心の理念に沿ってその自己決定を尊重しつつ、保護とエンパワメントが長期にわたって両立するという GBV への新たな対応策が模索されている。

また、Kawaguchi (2021) が救援要請の阻害要因として最も重視した、コミュニティのスティグマにどう対処するかという問題も重要である。従来、ジェンダーの視点からは、スティグマを生み出すようなコミュニティの伝統的規範意識そのものを変革する必要性が指摘されてきた。ただし、必ずしも個人とコミュニティが敵対的であるとは限らず、たとえば UNHCR が GBV に対する Community-owned approach を提唱しているように、近年ではむしろコミュニティとの協力関係、コミュニティ自身が変革の主体性を持つ方向性が目指されている (Mirghani et al. 2017)。Mirghani 他が紹介するアフリカ各地の NGO の支援事例のなかには、若い男性やイスラム宗教指導者に特化した啓発プログラムの他に、GBV 被害者が、過去に GBV を受けた元被害者たちの家で保護され、共に暮らす「安全な家」プログラムのように、被害者がプログラム運営の主体となり、そのことが彼女らのコミュニティへの復帰とトラウマからの回復を早める成功事例も紹介されている (前掲書, 12)。

他方で、レバノンのシリア難民を取り上げた Alkubati and Muto の研究では、シリア難民は相互に孤立しており、ウガンダのように難民コミュニティを形成していない。この場合、コミュニティへの帰属を失った難民に対して Community-owned approach は現実的ではないし、コミュニティのスティグマが被害者の救援要請を困難にするという側面よりは、難民たちが相互に孤立する中で、家庭での尊厳を失った男性難民が GBV の加害者になるという側面のほうが問題視されていた。第一節でみたように、ジェンダー研究者の Moussa (2008) も、伝統的コミュニティの抑圧性を指摘しつつ、それが同時に現代社会において疎外された人々が引きこもる一

種の精神的な抛り所でもあるという難しい問題を提起していた。このことは、欠乏と恐怖からの自由に加えて、尊厳をもって生きる自由を語ってきた人間の安全保障が、その対象として、常に個人とコミュニティをセットで提起してきたことに通底すると考えられる。コミュニティは、スティグマや暴力の源泉となりうる一方で、個人にとって何らかの関係性への帰属を提供し、尊厳ある生を生きるための母体ともなりうる。GBV への対応においても、このコミュニティのもつ積極的な側面や、変革における主体性を損なわないよう、コミュニティ外部の支援者は十分に注意を払わねばならない。

3.3. 尊厳と Connectivity

最後に、3.2. で取り上げた「尊厳」とコミュニティの関係という問題を、近年 WPS の「被害者中心」を批判的に乗り越えるために提唱された Connectivity 概念に即して考えてみたい。Connectivity とは、Clark (2021, 1070–71) が生態学から導入した概念であり、彼女はこの概念を用いて、被害者中心アプローチの政策論議が被害者に焦点を当てすぎるあまり、家族やコミュニティが被る影響を軽視し、被害者が事後に担うであろう社会生態への貢献の可能性を最小化してしまっていることを批判している。また、被害者の長期的な健康や経済的観点から見ても、被害者を日常生活における複雑な「つながりの網」から「切り離す」のではなく、より広範な社会生態系、すなわち家族、地域社会、文化的伝統、制度を含む「入れ子構造」に着目するべきことを主張している (前掲書, 1073–75)。この Connectivity の概念は、人間の安全保障の観点から日本社会を批判的に分析した『全国データ SDGs と日本——誰も取り残さないための人間の安全保障指標』でも「連携性」(Connectivity) 指標として登場し、行政統計には表れにくい、孤立感、相談相手の有無、自ら進んで他者を助けた経験の有無などがアンケート調査に基づいて反映されている (「人間の安全保障」フォーラム他 2019, 70–73)。この「連携性」指標が、GBV 被害者の助けになることは容易に想像されるところであろう。

この Connectivity の議論で思い起こされるのは、「尊厳」には万人が有する一人ひとりの尊厳と、関係性の中で担保される尊厳とがあり、それをどう両立するか、という問題である。Clark に従えば、それは「被害者中心」と、家族やコミュニティなどとの「連携性」を如何に両立するか、とも言い換えられるだろう。実は、これと類似した論点は GBV 研究プロジェクトの中でも既に現れており、たとえば Robles は、難民同士の結合型 (bonding) 社会関係資本に比べ、外部支



ウガンダにて、南スーダン難民にジェンダーに基づく暴力に関する聞き取り調査をする川口氏（右）

※被写体の保護のため、画像の一部を加工。©川口智恵

援者との連結型（linkage）に対する信頼が低い点を見出し、同様の観点は、難民コミュニティ内の多様な住民構成がGBV対応における慎重さを要請することを指摘したTobinaiの議論にも見出せる。また、プロジェクト実施中の議論の中でも、GBV被害者の救援要請ルートについて、KawaguchiやFukuiが行政機関や病院、NGOへの通報をformal、コミュニティリーダーに打ち明けることをinformal pathwayと区分したのに対し、SebbaはGBV被害者の最初のカミングアウトがしばしば事件に無関係な第三者（友人など）である場合も多く、それを真のinformalとすればコミュニティリーダーもformalではないか、と示唆していた。GBV研究プロジェクトに参加した他の研究者は取り上げていないが、「沈黙」すらも一種の戦略と捉えるウガンダ人研究者のSebbaは、そこにも救援要請の第一歩があるとしたのである。確かに、悲惨な経験を言葉で語れるようになることがトラウマからの回復の第一歩であるというハーマンの指摘を踏まえれば（Herman 1992）、それはGBV被害者が尊厳を取り戻す重要な一歩であるといえる。

他方で、尊厳には、客観的・主観的の両側面があり、尊厳の回復がそれほど単純なプロセスではないことには特に注意を払わねばならない（武藤他 2022）。被害者の主観に即して考えるならば、身体的・物理的に救済措置が提供されたとしても、そのことが主観的な尊厳の回復に結びつくかは分からないし、仮にコミュニティの伝統的な規範意識が改革され、あるいは事件が忘却されることによってスティグマが薄れていったとしても、GBVの経験は被害者の尊厳を長期にわたって損なうであろう。とりわけ外部支援者は、法的・物理的な

救済措置だけでは主観的な尊厳の回復に直結するとは限らない点を理解する必要がある。

最後に、この第三節での考察を、GBV被害者を支援するコミュニティ外部の支援者の視点からまとめておきたい。まず、保護とエンパワメントにおいては、被害者中心の理念に基づき、被害者の自己決定を最大限に尊重すべきであるが、同時に難民同士や難民と行政機関、コミュニティリーダーなどとの多様な関係性に注意を払い、容易にformal / informalで区切れない被害者と周囲の人々とのConnectivityを全体として尊重せねばならない。一步進めて言えば、外部支援者自身が、被害者にとって辛い経験を話しやすい存在であることが重要であり、そのために支援対象者との信頼関係を含めたConnectivityを日頃から構築していく努力が必要である。そのために外部の支援者は、GBV被害者を、保護の必要な存在、尊厳を奪われた存在のようにア prioriに決めつけるのではなく、保護の必要性やコミュニティとの関係を含めて自己決定を行う、一人の主体として謙虚に耳を傾けていくことが求められるであろう。個人とコミュニティをセットでとらえ、両者の尊厳をともに重視する人間の安全保障の視点は、ある文化やコミュニティを外部から批判することへの慎重さを求める。GBVは、コミュニティの規範意識など、社会的・文化的背景に大きく依存する社会課題であり、その課題への対処において、人間の安全保障の視点が持つ意義とは、外部支援者やそのアプローチに常に反省を求める点にあるといえるのではないかと。

おわりに

ここまで本稿では、GBVというジェンダーの課題が、同時に人間の安全保障を実現する上での課題でもあること、この2つの概念が切っても切れない関係にあることを前提に議論を行ってきた。むろん両概念の親和性については、UNDPの1994年の報告書でも既に意識されていたし、また今日では広く共通認識になっている。本稿の新しさは、JICA緒方研究所のGBV研究プロジェクトの個別成果を踏まえながら、本来的に親和的なこの2つの概念が、具体的にどのような補い合うものであるのかを、難民コミュニティにおけるGBVという具体的な課題に即して検討し、その分析を通じて、人間の安全保障の視点のもつ意義について、保護とエンパワメントの両立、個人とコミュニティの多様な関係性、尊厳とConnectivityの関係やその主観性などの点に、新たな角度から光を当てた点にあるといえる。

最後に、本稿はジェンダーの課題に対する人間の安全保障の視点からのインプリケーションを考察してきたが、同時にジェンダー研究から人間の安全保障がいっそう学ぶべき点があること——たとえば尊厳を自己決定権との関連で捉える見方や、保護が時としてパターンリズムに陥ることへの批判など——も明らかになった。人間の安全を保障するというシンプルな目的を達成するために、異なる専門領域を有する研究者や専門家が協働する必要があることは、既に JICA 人間の安全保障レポートの創刊号でも指摘したが（武藤他 2022）、本稿がその一助になることを期したい。また同論考では、研究者、そして実務家の間でなされる協働と学び合いを提唱したが（前掲書）、本稿の議論を踏まえれば、保護やエンパワメントの対象となる人々（People）もまた、その協働と学び合いにおける重要なパートナーである。その意味でも、今後の人間の安全保障の研究は、概念をめぐる議論を超えて、本稿で紹介した GBV 研究プロジェクトやパキスタン・パンジャブ州の社会福祉局との協力事例のように、より現場志向の研究・支援が増えることが望ましい。またその中で、研究者・実務家ともに、研究や支援の対象となる人々に対していかに耳を傾けていくか、これまで以上に「尊厳」を重視した向き合い方を学んでいく必要があるだろう。

参考文献

- 国際協力機構（JICA），2019，「GBV の研究で廃絶の道筋を探す」、『Mundi』，2019 年 3 月号，2023 年 12 月 15 日アクセス。 <https://www.jica.go.jp/Resource/publication/mundi/1903/ku57pq00002j515h-att/08.pdf>
- 国際協力機構（JICA）緒方貞子平和開発研究所，2022，『JICA 緒方研究所レポート：今日の人間の安全保障』，JICA 緒方貞子平和開発研究所。
- 国際協力機構（JICA）研究所／企画部，2018，「人間の安全保障の再考—東アジア 11 か国の研究からの提言」，JICA-RI ポリシーノート No. 3，2023 年 12 月 15 日アクセス。 https://www.jica.go.jp/jica_ri/publication/policynotes/policy_note_03.html
- 国連開発計画（UNDP），1994，『人間開発報告書 1994：経済成長と人間開発』，国際協力出版会。
- ，2022，『2022 年特別報告書 人新世の脅威と人間の安全保障～さらなる連帯で立ち向かうとき～』，日経 BP。
- 人間の安全保障委員会，2003，『安全保障の今日的課題』，朝日新聞社。（Commission on Human Security. 2003. *Human Security Now*. New York: United Nations.）
- 「人間の安全保障」フォーラム編，高須幸雄編著，2019，『全国データ SDGs と日本：誰も取り残されないための人間の安全保障指標』，明石書店。
- 武藤亜子，杉谷幸太，竹内海人，大山伸明，2022，「今日の人間の安全保障と開発協力」，『JICA 緒方研究所レポート：今日の人間の安全保障』，JICA 緒方貞子平和開発研究所，22–43。
- Alkubati, Maryam and Ako Muto. 2023. An exploration of the dimensions of exclusion associated with intimate violence among Syrian refugees in Lebanon. In: Elayah, Moosa A. and Laurent A. Lambert, eds. *Conflict and Post-Conflict Governance in the Middle East and Africa*. Palgrave Macmillan, Cham. pp. 95–122.
- Ammann, Theresa A. and Tamara A. Kool. 2021. “A systematic literature review of gendered human security.” *Journal of Human Security*. 17(1): 91–105.
- Bond, Jennifer and Laurel Sherret. 2006. *A Sight for Sore Eyes: Bringing Gender Vision to the Responsibility to Protect Framework*. INSTRAW.
- Bouta, Tsjear, Georg Frerks and Ian Bannon. 2005. *Gender, Conflict, and Development*. Washington DC: World Bank.
- Bunch, Charlotte. 2004. “A feminist human rights lens,” *Peace Review*. 16(1): 29–34.
- Butler, Judith. 1990. *Gender Trouble*. New York & London: Routledge.
- Chenoy, Anuradha M. 2009. “The gender and human security debate.” *IDS Bulletin*. 40(2): 44–49.
- Clark, Janine Natalya. 2021. “Beyond a ‘survivor-centred approach’ to conflict-related sexual violence?” *International Affairs*. 97(4): 1067–1084.
- Cohn, Carol. 2012. *Women and Wars: Contested Histories, Uncertain Futures*. Cambridge. UK: Malden, MA, Polity Press.
- Dolan, Chris. 2017. “Victims who are men.” In: Ní Aoláin, Fionnuala, Naomi Cahn, Dina Francesca Haynes and Nahla Valji, eds. 2018. *The Oxford Handbook of Gender and Conflict*. Oxford: Oxford University Press. pp. 86–102.
- Elshtain, Jean B. 1987. *Women and War*. New York: Basic Books.
- Fukui, Miho. 2021. “Women peace and security: Sexual gender-based violence survivor support in refugee settlements in Uganda.” In: Ratuva, Steven, Hamdy A. Hassan and Radomir Compel, eds. *Risks, Identity and Conflict*. Singapore: Palgrave Macmillan. pp. 277–305.
- Gorris, E. and A. Philo. 2015. “Invisible victims? Where are male victims of conflict-related sexual violence in international law and policy?” *European Journal of Women's Studies*, 22(4): 412–427.
- Government of Uganda. 2008. *The Uganda Action Plan on UN Security Council Resolution 1325 & 1820 and the Goma Declaration: Commitments to address sexual violence against women in armed conflict*, December 2008. Ministry of Gender, Labour & Social Development.
- Government of Uganda. 2021. *National Action Plan III on Women, Peace and Security 2021–2025, March 2021*. Ministry of Gender, Labour & Social Development. Ministry of Gender, Labour & Social Development.
- Government of Lebanon. 2019. *Lebanon National Action Plan on United Nations Security Council Resolution 1325: The Path to a Fair and Inclusive Society Through the Women, Peace and*

- Security Agenda 2019–2022*.
- Herman, Judith Lewis. 1992. *Trauma and Recovery: The Aftermath of Violence - From Domestic Abuse to Political Terror*. New York: Basic Books.
- The International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS). 2001. *The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*. Ottawa: The International Development Research Centre.
- Jumnianpol, Surangrut and Nithi Nuangjamnong. 2019. Human security in practice in Thailand. In: Mine, Yoichi, Oscar A. Gómez and Ako Muto, eds. *Human Security Norms in East Asia. Security, Development and Human Rights in East Asia*. Palgrave Macmillan, Cham. pp. 227–247.
- Kawaguchi, Chigumi. 2019. *The Help-Seeking Pathways and Barriers: Case of South Sudanese Refugees in Uganda, Field Research Report*. Tokyo: JICA Research Institute. Accessed on December 15, 2023. https://www.jica.go.jp/Resource/jica-ri/ja/research/peace/l75nbg00000bwafb-att/GBV_field_research_report.pdf
- . 2020. Help-seeking pathways and barriers of GBV survivors in South Sudanese refugee settlements in Uganda, *JICA-RI Working Paper No. 210*. March 2020. Tokyo: JICA Research Institute. Accessed on December 15, 2023. https://www.jica.go.jp/Resource/jica-ri/publication/workingpaper/l75nbg000019c8ce-att/JICA-RI_WP_No.210.pdf
- . 2021. Why GBV survivors cannot seek help: The case of South Sudanese refugees in Uganda. In: Ratuva, Steven, Hamdy A. Hassan and Radomir Compel, eds. *Risks, Identity and Conflict*. Palgrave Macmillan, Singapore. pp. 307–338.
- Mirghani, Zahra, Joanina Karugaba, Nicholas Martin-Achard (UNHCR), Chi-Chi Undie and Harriet Birungi (Population Council). 2017. *Community Engagement in SGBV Prevention And Response: A Compendium of Interventions in the East & Horn of Africa and the Great Lakes Region*. Accessed on December 15, 2023. https://knowledgecommons.popcouncil.org/departments_sbsr-rh/585/
- Moussa, Ghada. 2008. “Gender aspects of human security.” *International Social Science Journal*. 59(1): 81–100.
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD). 2020. *Aid Focused on Gender Equality and Women’s Empowerment: A Snapshot of Current Funding and Trends Over Time in Support of the Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action*. Accessed on December 15, 2023. <https://www.oecd.org/development/gender-development/Aid-Focussed-on-Gender-Equality-and-Women-s-Empowerment-2020.pdf>
- Robles, Lisette R. 2022. “Critical roles of refugee leaders and service providers in the gender-based violence (GBV) help-seeking of refugee survivors.” *Journal of Humanitarian Affairs*. 4(2): 12–21.
- Sardinha, Lynnemari, Mathieu Maheu-Giroux, Heidi Stöckl, Sarah Rachel Meyer and Claudia García-Moreno. 2022. “Global, regional, and national prevalence estimates of physical or sexual, or both, intimate partner violence against women in 2018.” *The Lancet*. 399(10327): 803–813.
- Scott, Joan W. 1988. *Gender and the Politics of History*. New York: Columbia University Press.
- Sebba, Kalyango R. 2021. Negotiating the gender-based violence referral pathway: Challenges and opportunities in the refugee hosting areas of Uganda. In: Ratuva, Steven, Hamdy A. Hassan and Radomir Compel, eds. *Risks, Identity and Conflict*. Singapore: Palgrave Macmillan. pp. 339–366.
- Semimovic, Johanna M., Åsa Nyquist Brandt and Agneta Söderberg Jacobson. 2012. *Equal Power-Lasting Peace*. The Kvinna till Kvinna Foundation: Johanneshov.
- Stoller, Robert, J. 1968. *Sex and Gender: The Development of Masculinity and Femininity*. Jason Aronson Publishers.
- Tobinai, Yuko. 2020. “The Variety of People in Refugee Settlements, Gender and GBV: The Case of South Sudanese Refugees in Northern Uganda.” *JICA Working Paper*. No. 205, March 2020. Accessed on December 15, 2023. https://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/workingpaper/wp_205.html
- Tripp, Aili Mari. 2013. “Towards a gender perspective on human security and violence.” In: Tripp, Aili Mari, Myra Marx Ferree and Christina Ewig, eds. *Gender, Violence and Human Security*. New York University Press. pp. 1–32.
- Truong, Thanh-Dam, Saskia Wieringa and Amrita Chhachhi. 2006. *Engendering Human Security: Feminist Perspectives*. New York: Zed Books.
- United Nations Development Programme (UNDP). 1994. *Human Development Report 1994*. Oxford: Oxford University Press.
- . 2022. *New Threats to Human Security in the Anthropocene: Demanding Greater Solidarity*. New York.
- United Nations General Assembly (UNGA). 2012. *Follow-up to Paragraph 143 on Human Security of the 2005 World Summit Outcome*. A/RES/66/290. New York.
- United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR). 2003. *Sexual and Gender-Based Violence against Refugees, Returnees and Internally Displaced Persons: Guidelines for Prevention and Response*. Geneva: UNHCR.
- . 2011. *Age, Gender and Diversity Policy: Working with People and Communities for Equality and Protection*. Geneva: UNHCR.
- . 2022. *Global Trends: Forced Displacements in 2022*. Accessed on August 22, 2023. <https://www.unhcr.org/global-trends-report-2022>
- United Nations Security Council (UNSC). 2000. Resolution 1325, adopted on 31 October 2000. UN. Security Council.
- . 2005. Resolution 1612, adopted on 26 July 2005. UN. Security Council.
- . 2006. Resolution 1674, adopted on 28 April 2006. UN. Security Council.
- . 2019. Resolution 2467, 23 April 2019, UN. Security Council.